十津川

2026
11
第782号



村民憲章

1．私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1．私たちは 美しい自然を守りましょう
1．私たちは 郷土の文化を高めましょう
1．私たちは 豊かな人情を育てましょう
1．私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

2026
11月号

CAMERA SKETCH
カメラ スケッチ

TOTSUKAWA VILLAGE

十津川村フェス2026 音楽・食・温泉♪
十津川村の魅力発信！青空に音楽が響くフェス開催

10月11日、上野地河川広場で「十津川村フェス2026」（主催：十津川村フェス実行委員会）が開催されました。

会場にはキッチンカーや屋台、足湯などの出店や、ステージイベントなどが行われ、多くの来場者で賑わいました。



地域安全に尽力 防犯功労表彰
風屋支部と辻さん受賞　おめでとうございます！

長年にわたり、安心して暮らせるまちづくりのため地域安全活動に貢献した個人や団体を表彰する「令和8年全国防犯功労者表彰」で、近畿管区表彰で十津川村治安協議会地域安全推進委員風屋支部（代表 松葉進さん）が、県内表彰で十津川村地域安全推進委員の辻廣男さんが表彰されました。

10月5日、いかるがホール（斑鳩町）で開かれた全国地域安全運動奈良県民大会において、表彰状を授与されました。


◀▲十津川村治安協議会地域安全推進委員風屋支部の代表松葉進さん


▲地域安全推進委員の辻廣男さん

村 功労者表彰　丸田定敏さん(78)

十津川村のために貢献　受賞おめでとうございます！

11月3日、十津川村功労者表彰式が体育文化センター(大字湯之原)で行われ、本村のために貢献し多大な功績をあげられた丸田定敏さんが表彰されました。



丸田（まるた） 定敏（さだとし）さん(大字込之上)

民生児童委員を16年間務められ、高齢者世帯の見守り及び安否確認をはじめ、地域住民に寄り添った福祉活動に尽力されました。また12年にわたり民生児童委員協議会会長として、会務の円滑な運営及び委員の指導育成に尽くされ、地域福祉の充実発展に多大な貢献をされました。

折 立フリーマーケット今年も盛況！

来年も開催予定！参加お待ちしています！



10月19日、村民ひろば(大字折立)で第5回折立フリーマーケット(主催：折立活性化委員会)が開催されました。

野菜や弁当、ケーキ、日用品や衣類、ハンドメイド作品など、さまざまな物が出品され、約100人が来場しました。

今年も多くの人で賑わい、来場の皆さんと楽しいひとときを過ごすことができました。ありがとうございました。来年も開催予定です。多くの出店、来場をお待ちしています。



◀出店に参加した皆さん

奈 良県女子選抜チームに3人参加！

少年野球チーム「十津川クラブ」活動報告

十津川クラブに所属する亀本悠陽さん(小学6年)、太田修香さん(6年)、太田香奈恵さん(5年)の3人が、奈良県女子選抜チームの一員として、全国大会や近畿大会に出場しました。



8月22日に開催された文部科学大臣杯NPBガールズトーナメント2026 全日本女子学童軟式野球大会では、三重高虎ガールズと対戦し、4対6で惜しくも敗れましたが、翌23日の全国交流親善試合ではガールズ広島に5対4で勝利しました。また、9月5日のさとやくカップ 第50回近畿少年軟式野球大会 女子学童の部では、滋賀あみんちゅガールズと対戦しました。



普段は十津川クラブの仲間として一緒に練習に励む3人。奈良県の代表として各地のチームと対戦し、貴重な経験を積んでいます。年明けには兵庫県西宮市で開催される大会への出場も予定しており、今後のさらなる成長と活躍が期待されます。

十津川クラブは、これからも「野球を楽しむこと」をモットーに、子どもたちの成長を応援していきます！



玉置神社に「しめ縄」を奉納
観光協会が作製、本殿などに付け替え





10月15日、玉置神社（大字玉置川）にしめ縄が奉納されました。しめ縄は、十津川村観光協会が中心に会員やボランティアたちによって毎年作られるもので、会員たちの手で本殿や境内にある5本の御神木に新しく付け替えられました。

また、同日、湯泉地温泉、十津川温泉、上湯温泉の3つの源泉を神前にお供えする「供湯祭」も行われ、観光協会など関係者らが温泉の恵みへの感謝と観光振興を祈願しました。

野外音響彫刻「ONKAI」でパフォーマンス
アートを通した交流　アーティストによる表現のほかマルシェも出店





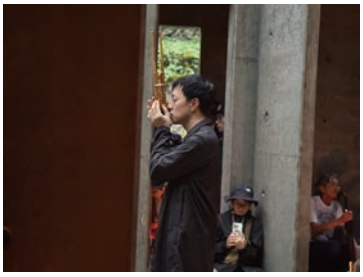

10月25日、野外音響彫刻「ONKAI」（大字竹筒）を中心に第2回ONKAIフェスティバル「ひらく」（主催：ONKAI運営委員会）が開催されました。

「ONKAI」はドイツ出身の音響彫刻家ルーカス・キューネ氏制作の音響アート作品。アーティストによるパフォーマンスのほか、竹筒に滞在しながら作品を制作したマクシミリアン・グラスさんや、笙演奏家の音無史哉さんなどのアーティストが「ONKAI」や自然の音と調和した音を奏でました。

木に触れ合う 十津川村公園
奈良市で開園！十津川村でも開催予定

村の木材産業を都市部にPRする出張公園「十津川村公園」が、10月31日と11月1日の2日間、奈良市ならまちセンターで開催されました。

会場では、十津川村の木で作った遊具が設置され、子どもたちがブランコやすべり台などの遊具を楽しみました。



また、木工ワークショップが行われたり、カフェが出店するなど、多くの人で賑わいました。

今年は11月29日に十津川村でも開催予定です。





隔月第3水曜日 開催！

五條市の北本弁護士による 無料法律相談

日　時　偶数月（4・6・8・10・2月）の第3水曜日　午後2時～午後5時
場　所　役場第1会議室　（場所は変更される場合があります）
※毎月3人まで相談可（電話予約が必要です）
申・問　五條本町法律事務所　北本弁護士まで　☎0747－22－8005

これからも安心・便利な公共交通を目指して

料金改定 村営バス・デマンドタクシー「郷士号」令和9年4月1日から料金改定します

改定前 100円 ⋙ 改定後 200円

現在の100円という料金は、運行コストに対して非常に低い水準にあります。また、奈良交通（八木新宮線）が令和6年2月に値上げを行い、村営バスとの運賃差が生じています。このまま低い料金を維持し続けることは、公共交通そのものの存続を危うくします。**安心して移動できる交通手段を未来へ残すため**に、今回の改定をご理解いただきますようお願いします。

観光や通学など、まとまった移動を支える交通

村営バス

スクールバス運行や、観光地をつなぐ観光客向けの運行など、多くの人が乗車する交通を支えます。

村民は、**十津川村交通パスポート※の提示で運賃200円**（3月末までは改定前料金100円）で利用できます。

※十津川村交通パスポートは役場（総務課）窓口で交付しています。

必要なときに必要な場所へ 日常の移動をきめ細かくサポート

デマンドタクシー ※利用は村民のみ

4月からは、**全ての運行区で毎日運行**を開始予定です。
予約制で、自宅～目的地（役場・診療所・店舗など）を運行します。

村内運行は**1区間200円**（3月末までは改定前料金100円）です。
初めて利用するときは、総務課へ**利用届出書**をご提出ください。

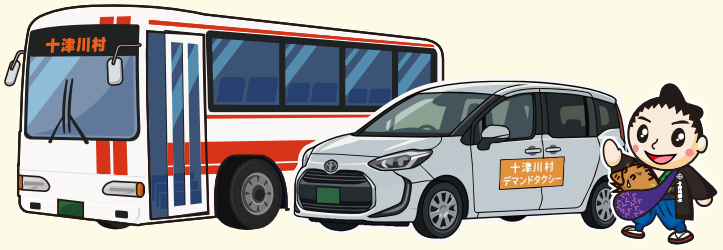

5割減免のご案内

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人とその介護人は、利用料金を**5割減免**することができます。※手帳をご提示ください。

お問い合わせ　総務課　☎0746-62-0001

お知らせ

展望テラスの建設工事を行うため 谷瀬の吊り橋 村道（上野地地内北側）の 通行止め を行っています。

通行止め期間

11月9日(月)～令和9年3月末(予定)

通行止め期間中、「谷瀬の吊り橋」の渡橋・見学はできません。

※奈良交通バス、村営バスは、通常通り運行します。

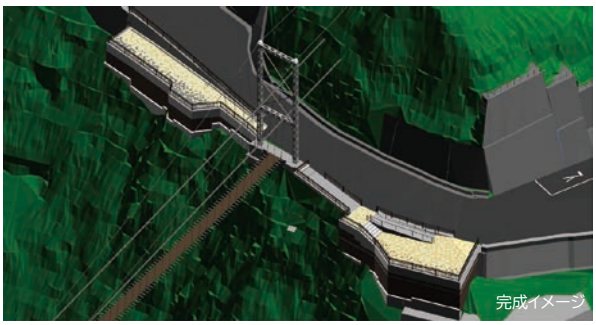

大変ご迷惑をおかけしますが、
ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ　企画観光課　☎0746-62-0004

教育だより
第218号

【お問い合わせ】
教育委員会事務局
☎0746-62-0003

第22回市町村対抗子ども駅伝大会

十津川第一小学校・第二小学校の5・6年生でチームを作り、市町村対抗の子ども駅伝大会に参加します。

良い成績を残せるように頑張ります。応援よろしくお願いいたします。

【日程】
令和9年3月6日(土)
【場所】橿原運動公園
(橿原市雲梯町323-2)
【問合せ】教育委員会事務局
☎0746-62-0003



運動会・体育大会を開催しました
練習の成果を発揮する様子を見ることができました



10月10日に十津川中学校、17日に十津川第二小学校、25日に十津川第一小学校で体育大会・運動会が開催されました。

子どもたちは日頃の練習の成果を発揮し、仲間と協力しながら競技や演技に一生懸命取り組みました。中学校では、最後に保護者や地域の皆さまと十津川音頭を踊り、大会を締めくくりました。

子どもたちの成長が感じられる行事となりました。ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。





小中高合同鑑賞会を開催！
イリュージョンに驚きと感動!

10月28日、十津川中学校体育館で小中高合同文化鑑賞会が開催され、十津川村出身の原大樹さんによるイリュージョンが披露されました。驚きのパフォーマンスに、児童生徒たちは歓声を上げ、大きな拍手を送りました。

ふるさとである十津川から世界で活躍する原さんの姿は、子どもたちの心に深く響き、夢を持つことへの素晴らしさや、ふるさとへの誇りを感じる機会となりました。

令和9年二十歳を祝う会のおしらせ

令和9年二十歳を祝う会を行います。

対象者は、平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人です。

案内状の未着や、名簿への記載もれ、氏名の間違いや変更がありましたら、お手数ですが教育委員会事務局までご連絡ください。

※案内状は、村内の中学校を卒業された人及び村内に住民登録がある人(左記の名簿参照)に送付しておりますが、案内状がなくても、村内小・中学校に短期間でも在学された人は出席できます。出席を希望される人はぜひ教育委員会事務局までご連絡ください。

日時 令和9年1月3日(日)
午前9時30分～(受付:午前9時～)

場所 十津川村住民ホール

記念講演 カウンターテナー/歌手
米良美一(めら よしかず)氏
「波瀾万丈物語 ～未来に向けて～」



対象者名簿
(案内状送付先/敬称略)

植村 美来
東 稜瑛
舛谷 琥珀
松井 香雪
オウ ブンヨウ

鎌倉 さつき
二村 愁也
増谷 洋輝
柳瀬 音斗

玉置 真帆
増谷 江莉
増谷 莉玖
横倉 圭汰

学校行事

十津川高校体験会





9月25日（金）、十津川村内の小・中学生を対象とした「十津川高校体験会」を実施しました。

午前中は十津川第一小学校と十津川第二小学校６年生の児童の皆さん、午後からは十津川中学校2年生の生徒の皆さんが十津川高校を訪れました。体験会では、十津川高校ならではの授業体験をはじめ、中学生を対象とした部活動体験を行いました。参加した小・中学生は、新しい学びや高校の雰囲気に目を輝かせながら、とても楽しそうに耳を傾け、体験に取り組んでいました。

今回の体験会を通して、村内の子どもたちに十津川高校での学びの楽しさを感じてもらう良い機会となりました。ご参加いただいた児童・生徒の皆さん、本当にありがとうございました！

館霊祭



10月2日（金）、本校にて伝統行事である「館霊祭（かんれいさい）」を行いました。

本校の前身である「文武館」時代以来、生活の不便が多い中で地域と学校のために尽力され、この地で亡くなられた先人やそのご家族が眠る「春風苑（しゅんぷうえん）」。この伝統行事は、その春風苑のお掃除とお参りを通して故人を偲び、感謝を捧げる大切な日です。

1日の授業終了後に行われた全校集会では、校長先生より館霊祭や春風苑の深い歴史について講話がありました。生徒たちは真剣な面持ちで耳を傾け、自らが学ぶ十津川高校が歩んできた長い歴史と、それを支えた先人たちの思いに深く思いを馳せている様子でした。





集会後には、生徒会役員、各クラスの学級委員長・副委員長、そして今年度本校に着任した教職員が春風苑を訪問しました。現地では感謝の心を込め、丁寧にお墓の清掃とお参りを行いました。

歴史を受け継ぎ、未来へと歩むたくましい姿に成長を感じる一日となりました。

修学旅行





10月6日（火）～9日（金）、事前学習を含む3泊4日の修学旅行で、生徒たちは島根県・隠岐の島を訪問しました。

大自然の中でのマリン体験や、中沼了三先生顕彰会の皆様のご厚意によるさざえ村でのバーベキューなど、地域ならではの豊かな体験を満喫しました。十津川の山々に囲まれて育った生徒たちが、隠岐の豊かな海と温かい人々に触れる中で、普段の校内では見られないような弾ける笑顔を見せてくれました。

仲間と寝食を共にしながら過ごしたこの4日間は、生徒たちにとって大きな自信と一歩踏み出す度胸を育む貴重な時間となりました。

11月・12月は
村税・県税の一斉滞納整理強化月間です

村税は、住民サービスを推進する上で非常に重要な財源です。滞納することは、大多数の納期内納税者の方々との公平性を欠くだけでなく、村の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすことになります。
村は県の指導助言のもと、村税の納期限がすぎても納付のない人に対して滞納処分をより強化しています。

滞納処分とは
村が滞納者の財産を差押えすることです。

差押えの対象となる財産
預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、土地、家屋、絵画、自動車、軽自動車、原動機付自転車　など

納税は国民の義務です
支払能力があるにもかかわらず遊興費・ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

納期内納付にご協力ください
村税の納付は納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は督促状などの発送に経費がかかり、その経費も村税で負担することになります。納期内の納付にご協力をお願いします。

延滞金について
延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて計算され徴収します。

滞納処分までの流れ

納税通知書（納付書）発送

▼

督促・催告

納期限を過ぎると督促状を発送します。
延滞金が発生する場合があります。
文書や電話などで納税の催告を行います。

▼

財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁などへ財産調査を行います。

▼

滞納処分（財産差押え）

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産を差押えます。

▼

換価

債権は原則即時で取立します。
不動産については、公売により換価し、税に充当します。

十津川村の村税 収納率（令和７年度現年分）

村県民税･･･99.4%　固定資産税･･･99.3%　軽自動車税･･･99.4%　国民健康保険税･･･97.6%

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や家族の病気、失業などにより村税の納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せず早めにご相談ください。
一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは納付できない理由をお聞かせください。

お問い合わせ　財政課　☎0746-62-0903

11月9日～15日は秋季火災予防週間です！

令和8年度 全国統一防火標語
火の確認 いい日を支える いい習慣

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

五條消防署の重点目標

1. 地震火災対策の推進
2. 住宅防火対策の推進
3. 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
4. 防火対象物等における防火安全対策の徹底
5. 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
6. 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
7. 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
8. 放火火災防止対策の推進

五條消防署の意気込み

職員と住民が一丸となり火災を発生させない、被害を最小限に抑える。安心安全な町づくりを目指し、生命、財産を守るため、さまざまな活動を行っていきます！



問 奈良県広域消防組合 五條消防署予防課　☎ 0747-22-3310

十津川っ子
子育て
ひろば

感染症対策をしっかりと行いましょう！

木々の葉が色づき、朝夕の冷え込みが一段と厳しくなってきました。
冬を迎え、空気が乾燥すると感染症が流行しやすくなります。
子どもたちは元気に動き回っていますが、1日の中での寒暖差で体が疲れやすくなっている時期でもあります。
手洗いや規則正しい生活習慣で、冬の病気に負けない体づくりをしていきましょう。

今月注意したい感染症

インフルエンザ



インフルエンザウイルスによって起こる感染症です。急な高熱や全身のだるさが特徴です。

主な症状



感染性胃腸炎



ノロウイルスやロタウイルスなどが原因で起こる感染症です。嘔吐や下痢が主な症状で、感染力が強く、家族内でも広がりやすいのが特徴です。

主な症状



RSウイルス感染症



RSウイルスによって起こる感染症です。特に乳幼児での感染が多く、気管支炎や肺炎を起こしやすいのが特徴です。

主な症状



家庭での対策アドバイス

1 手洗い・うがいの徹底

ウイルスは、手やのどから体の中に入ります。
外出後や食事の前後など、こまめに行いましょう。

手洗いのタイミング

- 外出後
- トイレの後
- 食事の前後
- 咳やくしゃみの後
- 家に帰ったとき　など



どこまで洗う？ 何秒洗う？

洗うところ
- 手のひら
- 手の甲
- 指の間
- 指先・つめ
- 親指のまわり
- 手首

※青い部分を意識して洗いましょう。

洗う時間の目安



（ハッピーバースデーの歌を2回歌うくらいの時間）

うがいのタイミング

- 外出後
- 食事の後
- 寝る前　など



2 室内の換気と加湿

ウイルスは、乾燥した環境で活発になりやすく、こまめな換気と適切な湿度を保つことで感染リスクを下げられます。

換気のポイント



- 1時間に1回、5～10分程度（対角線の窓を開けると効果的）
- 天気の良い日はできるだけ換気を

加湿の目安



湿度 40～60%が目安です。

こんな方法がおすすめ
- 加湿器の使用
- 濡れタオルを干す
- 室内に洗濯物を干す

※換気と加湿を組み合わせることで、より効果的です。

3 インフルエンザ予防接種の検討

インフルエンザの重症化を防ぎ、自分や家族を守るために、予防接種を検討しましょう。

ワクチンの効果



- ✓ 発症を防ぐ効果（約50～70%）
- ✓ 重症化を防ぐ効果（特に高齢者・子ども）
- ✓ 感染しても症状が軽くなることが多い

接種時期

10月～12月頃
（流行前の接種が効果的です）

接種の対象

- ✓ 生後6か月以上のすべての方
- ✓ 高齢者（65歳以上）
- ✓ 基礎疾患のある方
- ✓ 妊娠中の方
- ✓ 子ども（特に乳幼児・1歳未満は重症化しやすい）

正しい対策で、家族みんなの健康を守りましょう！

— お問い合わせ —　子育て支援課　☎0746-62-0914

議会だより

第3回 定例会

令和8年9月14日(月)から17日(木)まで、十津川村議会「第3回定例会」が開催され、各会計の決算認定、令和8年度補正予算、条例改正などを審議しました。17日の一般質問では、6人の議員が村政全般について質問を行いました。

報告

令和7年度十津川観光開発株式会社経営状況の報告について

村が出資している十津川観光開発株式会社の経営状況について報告を受けました。

令和7年度健全化判断比率等について

令和7年度健全化判断比率等について報告を受けました。

決算認定

令和7年度十津川村各会計歳入歳出決算認定について

令和7年度十津川村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和7年度の一般会計、特別会計及び簡易水道事業会計の決算について認定し、また、簡易水道事業会計の剰余金について処分しました。

補正予算

令和8年度十津川村一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ1億1050万1千円を追加し、総額を62億9723万2千円としました。

令和8年度十津川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ5473万9千円を追加し、総額を4億7884万6千円としました。

令和8年度十津川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ16万9千円を追加し、総額を8258万円としました。

令和8年度十津川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ3968万4千円を追加し、総額を6億3813万4千円としました。

令和8年度十津川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入に600万円を追加し、総額を1億2201万9千円、収益的支出に600万円を追加し、総額を1億9952万8千円としました。また、資本的収入を131万6千円減額し、総額を1億7849万9千円、資本的支出を131万6千円減額し、総額を1億7849万9千円としました。

条例

十津川村監査委員に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しました。

十津川村村営バス利用料金徴収条例の一部を改正する条例

利用料金を改めるため、条例の一部を改正しました。

十津川村デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例

利用料金を改めるため、条例の一部を改正しました。

十津川村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、十津川村子ども医療費助成条例、十津川村ひとり親等医療費助成条例、十津川村心身障害者医療費助成条例の一部を改正しました。

十津川村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しました。

十津川村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

地方公営企業法の定めにより、剰余金の処分等に関する条例を制定しました。

十津川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

消防団員の任用要件等を改めるため、条例の一部を改正しました。

人事

教育委員会の委員の任命

教育委員会の委員の任命について同意しました。(敬称略)

野長瀬 譲(小原)

契約

衛星携帯電話(ワイドスターⅢ)の購入

内容
衛星携帯電話(ワイドスターⅢ)

数量
65台

契約の方法
随意契約

契約の金額
3618万7690円

契約の相手方
NTTドコモビジネス株式会社

工事請負契約の締結

目的
十津川中学校屋内運動場空調設備設置工事

契約の方法
指名競争入札

契約の金額
4687万8700円

契約の相手方
株式会社 イヌイ

一般質問

住宅政策について、民間主導から村主導への転換を公約していますが、月額2万円、3万円の住宅をどのように捉え、どのように取り組みますか。

（中嶋大樹議員）

▼答弁

これまでは、官から民への考え方のもと、民間賃貸住宅整備促進事業補助金などを活用し、民間による住宅供給を促進してきました。この手法は、村が多額の建設費や維持管理費を負担せずに住宅を確保できる一方で、建設費や事業者の利回りなどが家賃に反映され、家賃が高額になりやすいという課題があります。

「若者と働き盛り世代のくらし座談会」では、月額3万円程度の住宅を求める声があり、月額2万円～3万円の住宅について、需要があると考えています。物価高騰が続く中、若者や子育て世代などが安心して暮らせるよう、手頃な家賃の住宅を確保することが重要です。

従来の手法に加え、村が住宅の確保から入居後の管理まで主体的に関与する民から官への視点を取り入れた住宅政策への転換を図るべき時期にあると考えています。具体的には、村が空き家を借り上げ、必要な改修を行い、入居者のニーズに応じた家賃で若者世代などに貸し出す仕組みを検討しています。それにより、民間任せでは実現が難しかった手頃な家賃の住宅供給を目指します。そして、事務については地域おこし協力隊の活用などにより推進体制を強化し、村内の空き家の有効活用と、若者や働き盛り世代が住み続けられる環境づくりに取り組んでいきます。

観光、宿泊業等について、今後どのような方向性で進めていきますか。

（古泉一真議員）

▼答弁

村は、これまでの「通過型・立ち寄り型観光」から、自然、歴史、文化や温泉などを深く味わう「滞在型観光」への転換を進めていきます。そのためには、村の暮らしや豊かな自然に触れられる魅力的な体験プログラムの充実が重要です。今後は、地域おこし協力隊などの外部人材も積極的に活用し、地域住民の皆様とともに、体験プログラムの作成や効果的な情報発信に取り組んでいきます。

また、宿泊対策においては、新規参入の促進に加え、既存の宿泊施設を将来にわたってしっかりと維持していくことも重要です。経営者の高齢化や後継者不足といった事業承継の課題に対し、既存施設が持つ独自の魅力を次の世代へ繋ぐための支援にも取り組みます。具体的には、県の補助制度や、村の「がんばる事業者応援事業補助金」などの活用を積極的に促すとともに、観光協会や商工会とも連携し、必要な情報が事業者の皆さまへ確実に行き届くよう情報発信に努めます。

こうした取組みを一体的に進めることで、村内を隈なく周遊し、より長く滞在していただける環境を整えます。そして、宿泊、飲食、買い物や体験などの利用を促進し、観光客一人あたりの滞在時間と消費額を高めることで、村内のさまざまな産業へ効果を波及させ、地域経済の力強い活性化につなげていきます。

墓地が不便な場所にあります。個人が新たに墓地を設置しやすくなるよう村の許可基準を見直しませんか。また、村有施設跡地を利用して共同墓地を設置する意向はありませんか。

（中拓也議員）

▼答弁

村営の共同墓地の整備については、少子高齢化や核家族化が進む中、お墓の継承問題や、高齢化により山の上などにある既存の墓地へのお墓参りが困難になられた方々への対応が増えており、重要な課題と認識しています。

将来の住民福祉向上の観点から前向きに検討すべき事項ですが、事業の推進には慎重かつ多角的な検証が必要となります。まず、用地の選定は、利便性やアクセスの良さに加え、土砂災害警戒区域などの法規制を受けず、将来の拡張性も考慮した適地を選ぶ必要があり、候補地の絞り込みには時間を要します。次に、地元の調整では、墓地経営に周辺住民のご理解が不可欠であり、計画段階から関係権利者との丁寧な協議と合意形成を図る必要があります。さらに、費用面では、初期投資だけでなく、供用開始後の維持管理に係るランニングコストも、将来の財政負担を見据えて試算を行う必要があります。

このように、多くのハードルがありますが、住民の皆様のニーズやライフスタイルの変化に対応するため、他の自治体の先行事例なども参考にしながら、調査・研究を進めていきます。

災害時の迂回路として、村道や林道も命を守る重要なインフラです。国道だけでなく、村道・林道も含めたすべての道路の必要性を、国へ訴えていくべきと考えますが、いかがですか。

（玉置公三議員）

▼答弁

国道168号が寸断した場合の迂回ルートとして、北部では国道169号や県道川津高野線から高野龍神スカイラインへ抜けるルート、川津―風屋間では林道川津今西線、平谷地区では林道小原永井線や村道平谷那知合線、村道折立山手谷線、平谷竹筒線を想定しています。また、桑畑・七色地区では、笠捨瀞線や村道平谷竹筒線などを利用する広域迂回ルートを想定しています。防災インフラの重要性については、南海トラフ地震などの大規模災害から地域を守り、発災後の復旧復興を支えるライフラインこそが道路であるという視点を、国や県への各種予算要望において強く押し出しているところです。

令和6年の能登半島地震では、半島での防災対応力の弱さが浮き彫りになり、国においても「半島防災の強化」という方向性が捉えられています。

本村としても、迂回路整備を重要な防災インフラと位置づ

←

け、新たな補助制度や有効な交付金などの情報収集に努めながら、財政負担の状況を勘案しつつ、効果的な整備に向けて前向きに取り組んでいきます。引き続き、国や県に対してもしっかりと要望していきたいと考えています。

大字単位で設置されている自主防災組織に対して、どのような支援を行っているのか、また、村内に設置されている防災倉庫と備蓄品の管理状況についてお聞きします。

（松葉正久議員）

▼答弁

村では、大字単位での自主防災組織の設置を呼びかけ、防災資機材の購入費や修繕費などに対し、補助率50％（上限10万円）の補助金を交付しています。

防災倉庫は、村内10か所（上野地、五百瀬、風屋、小原、東中、折立、猿飼、重里、小山手、出谷）のほか、第一・第二小学校に設置しています。場所はホームページや地区別懇談会などで周知しています。

備蓄品は、非常食（1人あたり3日分を分散備蓄）、飲料水、発電機、投光器、簡易トイレ、間仕切りテントなどです。これらは平時に誰でも自由に持ち出せるものではなく、災害時に役場職員、消防団、大字役員などがお届けする仕組みとなっています。

管理については、役場防災対策課が賞味期限や内容物を管理し、保存状況や数量の確認については、消防団に依頼して、定期的に実施しています。

重里地区・中串防災公園の整備と、令和13年に行われる国民スポーツ大会を契機とした村の魅力発信、その後の公園の活用について、村長の考えを聞かせてください。

（植村京平議員）

▼答弁

防災公園は、平常時は村民の憩いの場・レクリエーションの場として、災害時は命を守る防災拠点（救援・支援活動の受援地など）の機能を併せ持つ施設として、整備を予定しています。

7月に実施した総合計画に関するアンケートでは、子育て世代を中心に子どもが遊べる公園を強く希望する声が寄せられました。その一方で、南海トラフ地震などの大規模災害に備える防災拠点の整備も不可欠です。

しかし、約7ヘクタールもの広大な面積の整備には、多額の整備・維持管理費が見込まれます。

まずは令和13年の国民スポーツ大会・ビーチバレーボール競技の開催成功を大きな目標としつつ、大会後は産業分野での活用なども視野に入れます。

昨今の物価・人件費の高騰も考慮し、過度な財政負担を残さないよう、既存施設との機能の重複を見極めながら、最適な整備を検討していきます。

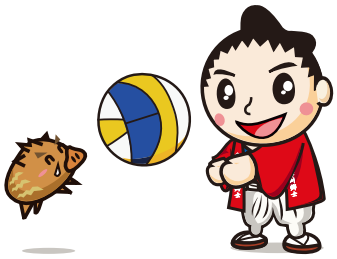

i 情報ひろば

マークの見方　時 日時　所 場所　申 申し込み　問 お問い合わせ

お知らせ

【南和の医療の未来を考えるシンポジウム】

南和広域医療企業団の役割と10年の成果を知っていただき、今後のさらなる人口減少時代を見据え、県行政、医療団体、医療機関の長や有識者とビジョンを共有し、ともに考えていく場とするシンポジウムを開催します。

地域の医療に関心のある人、医療や健康について知りたい人など、どなたでもご参加いただけます。ぜひ会場へお越しください。

時 11月21日（土）13時～16時
所 大淀町あらかしホール
問 南和広域医療企業団
☎0747・54・5000

人権相談・行政相談合同相談会の開催

人権と行政について、合同相談会を開催しますので、ご利用ください。

時 12月2日（水）　10時～12時
所 十津川村役場　第1会議室（1階）
問 住民課 ☎ 0746-62-0900

庁舎3階
議会事務局 62-0002

災害対策本部拠点施設
防災対策 62-0910
小原診療所 63-0040

庁外
衛生センター 63-0391
し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
歴史民俗資料館 62-0137
体育文化センター 63-0067

役場以外
観光協会 63-0200
森林館（古ル野） 62-0567
道の駅十津川郷 63-0003
泉湯 62-0090
滝の湯 62-0400
庵の湯 64-1100
温泉プール 64-0762
高森の郷 64-1800
社会福祉協議会 67-0171
北部保健センター 68-0017
森林組合 64-0301
商工会 62-0132
十津川村警察庁舎 63-0110
五條消防十津川分署 64-1190
五條消防大塔分署 0747-36-0317

情報ひろば

マークの見方　時 日時　所 場所　申 申し込み　問 お問い合わせ

お知らせ

【償却資産の申告】

村内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により、1月1日現在の所有状況を村に申告する必要があります。

また、確定申告の内容で申告を希望される人は、償却資産申告書にかえて、確定申告の写しをご提出ください。

○償却資産とは

民宿や商店、林業、建設業などを営んでいる人が所有している事業用の構築物、機械、装置、備品のことです。土地や家屋と同じように、固定資産税の課税対象です。

※昨年に申告された人には、12月初旬に郵便で申告書を送付します。

※新たに申告書が必要となり申告書をお持ちでない場合は、財政課へご連絡ください。

提出期限　令和9年2月1日(月)

問 財政課　☎0746・62・0903



年末調整説明会

開催日時	**令和8年11月26日(木)** 13時15分～15時30分
開催場所	下市観光文化センター 大ホール(下市町大字下市3071番地)
開催者	公益社団法人吉野納税協会・吉野税務署

自衛官採用案内



遠慮なく問い合わせてほしいシカ！

募集コース	2等陸・海・空士(中途採用も含む)	一般曹候補生
対象年齢	18歳以上33歳未満 ※採用予定月の末日現在	18歳以上33歳未満 ※採用予定月の末日現在
受付締切	《12月試験》12月3日(木)	11月20日（金）
試験日	筆記試験、適性検査(WEB試験) 12月7日(月)～9日(水)のいずれか1日 口述試験、身体検査 12月10日(木)	【1次試験】 筆記試験、適性検査(WEB試験) 11月30日(月)～12月3日(木)のいずれか1日 【2次試験】 口述試験、身体検査 令和9年1月12日(火)
問・申	自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所 ☎0747-22-3789	

募集

十津川村 公式SNS

facebook　YouTube

X(旧Twitter)　Instagram





役場代表
電　話 0746-62-0001
F A X 0746-62-0210
IPフォン 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

庁舎1階

住民(住民)	62-0900
(保健衛生)	62-0911
子育て支援	62-0914
福祉(福祉)	62-0902
(介護保険)	62-0901
施設(施設)	62-0905
(水道)	62-0908
出納	62-0906
財政	62-0903
建設(道路・河川)	62-0904
(用地・ダム)	62-0907

庁舎2階

総務	62-0001
企画観光	62-0004
農林(農業)	62-0005
(林業)	62-0909
教育	62-0003

介護の基礎知識

十津川村では高齢化率が**47.7%**（令和８年10月１日現在）、同時に認知症の人数も年々増加し介護支援の重要性が高まっています。そこで高齢者介護の理解を深めていただくために、介護の基礎知識を紹介します。

介護保険制度の基本

制度の仕組み

高齢者や要介護状態になった人が、必要な介護サービスを受けられるように社会全体で支え合う仕組みです。介護保険サービスを利用した場合、原則として利用者は所得に応じて費用の1～3割を負担します。

介護保険利用の流れ

step.1 申請	step.2 調査・判定	step.3 プラン作成・利用
十津川村福祉事務所で「要介護・要支援認定」の申請をします。	病院受診➡訪問調査➡判定を経て、介護区分（要支援1、2/要介護1～5）が決まります。	ケアマネジャーと相談してケアプランを作成し、福祉サービスを利用します。

主な福祉サービス

在宅サービス	自宅で生活しながら受けるサービスです。訪問介護、通所介護、住宅改修などがあります。
地域密着型サービス	住み慣れた地域で生活を続けるためのサービスです。 少人数制のデイサービスや認知症の方が少人数で暮らすグループホームなどがあります。
施設サービス	介護保険施設に入所して受けるサービスです。 代表的なものに介護老人福祉施設、介護老人保健施設などがあります。

介護の基本原則（３つの支柱）

自立支援

なんでもやってあげるのではなく、できる力を引き出し、その人らしい生活を支えることが基本です。

尊厳の保持

その人の意思や人格を尊重し、プライバシーやこれまでの生活スタイルに配慮します。

安全性と声かけ

介助を行う際は、事前に「これから何をやるか」を説明し、本人の同意を得てから安全に行います。

介護は早めの相談がカギで、不安や悩みを感じたら、無理をせず相談窓口に頼ることが大切です。

― お問い合わせ ― 福祉事務所 ☎0746-62-0901

萌 こころの相談室

精神保健福祉 電話相談事業

精神障害者および家族の支援をしている『社会福祉法人萌』では、障害者週間にちなみ、広く県民を対象にした「こころの健康相談」を実施します。

眠れない日や気分が落ち込む日が続く、やる気が出ない、不安でしかたない、精神科への受診や薬への不安など、精神保健福祉士等の資格を持った相談員が、困っていることやつらい気持ちに耳を傾け、精神保健福祉に関する支援機関や制度の情報提供をします。

お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

実施日時	**12月7日（月）～11日（金）** **いずれも 9時～21時**
相談電話番号	**0743－85－5639**
費用	**相談は無料**（通話料はかかります）

お問い合わせ 社会福祉法人 萌
☎0743-54-0821（土・日・祝は休み）

12月3日～9日は『障害者週間』

障害のある人もない人も、ともに暮らしやすい社会を目指して…

障害者週間は、多くの人が「障害者の福祉」について興味を持ち、理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

「自分の周りには、障害者がいないから関係ない」と思われる人もいるかもしれませんが、誰でも苦手なことや援助が必要なことが一つはあるはずです。まずは障害の知識や関心を高めて、みんなが生活しやすい地域をつくっていきましょう。

ご存じですか？ マークの意味　障害者に関するマークの一例を紹介します



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、施設などに取り付けられた、世界共通のシンボルマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障害を持つ人が利用できる建物、施設であることを表すための、世界共通のシンボルマークです。



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。



ハート・プラスマーク

身体内部（心臓・呼吸機能・じん臓など）に障害がある人を表すマークです。



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人のための設備があることを表すマークで、トイレの入口などに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろん、スーパーやレストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

障害には、聴覚障害や身体内部の障害など、外見からは分からないものもあり、障害のある人が誤解や不利益を受けたり、我慢を強いられたりすることもあります。

私たち一人ひとりが障害のことを知り、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し合いながら共生する社会となるよう、これらのマークへのご理解とご協力をお願いします。

― お問い合わせ ―
福祉事務所　☎0746-62-0902

令和８年度　予防接種のお知らせ

令和９年３月３１日まで 定期接種（公費負担あり）として接種できるワクチン

● MR（麻しん風しん）ワクチン２期

対象者　令和２年４月２日～令和３年４月１日生まれの人

● HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン

対象者　16歳（高校１年生相当）の女の子

● 帯状疱疹ワクチン

対象者
昭和36年4月2日～昭和３７年4月1日生まれの人
昭和31年4月2日～昭和３２年4月1日生まれの人
昭和26年4月2日～昭和２７年4月1日生まれの人
昭和21年4月2日～昭和２２年4月1日生まれの人
昭和16年4月2日～昭和１７年4月1日生まれの人
昭和11年4月2日～昭和１２年4月1日生まれの人
昭和　6年4月2日～昭和　7年4月1日生まれの人
昭和 元年4月2日～昭和　2年4月1日生まれの人



誕生日前日まで 定期接種（公費負担あり）として接種できるワクチン

● 日本脳炎ワクチン２期

接種期間　９歳の誕生日から**13歳の誕生日の前日**まで

● ２種混合ワクチン２期

接種期間　11歳の誕生日から**13歳の誕生日の前日**まで

● 高齢者肺炎球菌ワクチン

接種期間　65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで

予防接種を
受けないことで
デメリットはあるの？



❶ 予防できるはずの病気を予防できない
ワクチンによって防げる感染症は多くあります。
接種を受けないとこれらの感染症にかかるリスクが高まります。

❷ 重症化や後遺症・死亡のリスクが高まる
ワクチンには「発症そのものを防ぐ効果」だけでなく、
「重症化を防ぐ効果」も期待されています。

❸ 公費の期間が過ぎると全額自己負担に
1回あたり数千円から1万円以上の費用を
自費で払う必要が出てきます。

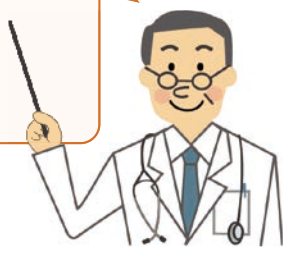

― お問い合わせ ―
住民課 保健衛生係　☎0746-62-0911

国保だより

医療費が高額になったとき（高額療養費）

・ひと月の医療費が高額になったとき、申請すると**自己負担限度額を超えた分**が**「高額療養費」**としてあとから払い戻されます。

※対象となる人には、受診の２～３か月後に役場から申請用紙を添えて文書で案内します。

・あらかじめ**「限度額適用認定証」**または**「限度額適用・標準負担額減額認定証」**の交付を受けている人は、受診時にその証を病院などへ提示することにより、**支払いが自己負担限度額までとなります**。

※入院時の食事費や居住費など保険外の代金は、払い戻しの対象外です。
※マイナンバーカードを保険証として利用されている人は、上記の証の提示は不要です。

70歳未満の場合

	所得区分	自己負担限度額（月額） 3回目まで		自己負担限度額（月額） 4回目から	年間上限
ア	所得 901万円超	270,300円	・医療費（10割）が901,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	140,100円	1,680,000円
イ	所得 600万円超～901万円	179,100円	・医療費（10割）が597,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	93,000円	1,110,000円
ウ	所得 210万円超～600万円	85,800円	・医療費（10割）が286,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	44,400円	530,000円
エ	所得 210万円以下	61,500円		44,400円	＊530,000円
オ	住民税非課税	36,900円		24,600円	290,000円

＊一部41万円の場合があります。

70歳以上の場合

	所得区分	自己負担限度額（月額） 3回目まで		自己負担限度額（月額） 4回目から	年間上限
現役並みⅢ	70歳以上 所得 690万円以上	270,300円	・医療費（10割）が901,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	140,100円	1,680,000円
現役並みⅡ	70歳以上 所得 380万円以上	179,100円	・医療費（10割）が597,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	93,000円	1,110,000円
現役並みⅠ	70歳以上 所得 145万円以上	85,800円	・医療費（10割）が286,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	44,400円	530,000円

	所得区分	外来（個人ごと）	外来 ＋ 入院（世帯単位） 3回目まで	外来 ＋ 入院（世帯単位） 4回目から	年間上限
一般	70歳以上 所得 145万円未満	22,000円 外来年間上限：216,000円	61,500円	44,400円	＊530,000円
低Ⅱ	住民税非課税	11,000円 外来年間上限：96,000円	25,700円	24,600円	290,000円
低Ⅰ	住民税非課税（控除後所得０円）	8,000円	15,700円		180,000円

＊一部41万円の場合があります。

今月は、国保税 第6期の納期です。
納期限は11月30日ですので、納期内に忘れず納めましょう！

― お問い合わせ ―

▶国保税に関することは・・・・・・財　政　課　☎0746-62-0903
▶保険資格や医療に関することは・・住　民　課　☎0746-62-0900

11月は ねんきん月間です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

いいみらら
11月30日は
年金の日

大和高田年金事務所の取組内容

- 年金セミナー動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載など、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。
- 日本年金機構公式X（旧Twitter）で、年金制度に関するミニ講座を実施します。
- 年金セミナーや制度説明会、出張年金相談会を実施します。

※公的年金には、老後の支えとしての役割だけでなく、障害年金、遺族年金という制度があります。



国民年金保険料を納めるのが難しい場合は…

申請することで、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。保険料を納めないまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。

“ねんきんネット”は年金記録や年金見込額を確認できるサービスです！

国民年金の加入数や納付状況などの最新の年金記録をパソコンやスマートフォンから手軽に確認できます。ぜひご利用ください‼

詳しくはこちらから

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/ 日本年金機構 検索

日本年金機構
Japan Pension Service

人のうごき （敬称略）

おくやみ

知地理きみ子　91歳　9月26日（七　色）
赤坂　八重子　88歳　10月11日（小　原）
東　　正和　79歳　10月12日（折　立）

十津川村の住民基本台帳人口

（令和8年11月1日現在）

	男	女	計
15歳未満	96	93	189
15～64歳	680	519	1,199
65歳以上	563	693	1,256
合計	**1,339**	**1,305**	**2,644**
前月比	+3	-5	-2

世帯数　1,574世帯(前月比 +1世帯)

てんいち先生





おたんじょうび おめでとう

飯田　悠太（ゆうた）ちゃん
（大阪府守口市）
11月20日生まれ（満1歳）
飯田家のスーパースター
可愛いゆうちゃん☆
（祖父:岡下 龍歳　祖母:寿子）

お誕生日のお子さん募集中！
3歳まで

掲載を希望される人は、お子さんの写真と次の項目をご準備のうえ、郵送またはメールでお申し込みください（掲載月の前月20日までにお送りください）。
【必要項目】①お子さんの氏名（ふりがな）　②お住まいの大字　③生年月日　④お子さんにひとこと（文字数が多い場合は修正します）
〈申込先〉企画観光課（十津川村大字小原225-1）
kikaku3@vill.totsukawa.lg.jp

世界遺産熊野古道 小辺路（トレイル）TRAIL JOURNEY（ジャーニー） in十津川

開催決定！ エントリーは2月7日まで!!



開催 令和9年 3月7日（日）
会場（スタート）十津川温泉 昴の郷

三浦コース	果無コース
高校生以上	3歳～大人
距離 28km	距離 4.3km

村民料金でのエントリーは窓口受付のみ！ 役場企画観光課へお申込みください

令和8年熊本地震　義援金のお礼とご報告

7月28日に発生した、熊本県熊本地方を震源地とする「令和8年熊本地震」により被災された人々を支援するため、村内11か所において義援金の受付を行いました。

皆様からお寄せいただきました温かいご支援とご厚意に、深く感謝申し上げます。

皆様からお預かりした義援金は、全額、熊本県が開設した義援金窓口へ送金いたしましたことをご報告いたします。

受付期間　令和8年8月3日（月）～9月30日（水）

義援金額　421,632円

この義援金は、熊本県に設置された義援金配分委員会へ届けられます。



新十津川町×奈良県×十津川村
三者連携協定事業
合同物産販売会
@JAならけん まほろばキッチン橿原店
11月14日（土）・15日（日）　9:00～16:00　※売り切れ次第終了

新十津川町
タマネギやニンニク、ミニトマトジュースなど定番の農産品や加工品！

十津川村
しいたけ、なめこ、エリンギ、しめじなど美味しいキノコ！

●今月の表紙　神代杉（撮影場所：大字玉置川）

十津川
村報とつかわ
2026(令和8)年11月10日・782号
発行編集・お問い合わせ先：十津川村企画観光課
TEL.0746-62-0001 FAX.0746-62-0210
〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村小原225-1
https://www.vill.totsukawa.lg.jp E-mail soumu@vill.totsukawa.lg.jp

集落の絶景

秋暮（釈迦ヶ岳）

撮影：青木康弘さん（大字滝川）



「村報とつかわ」の用紙について

この印刷物は、環境保全のため、FSC®認証紙を使用しています。FSCラベルは、森林破壊や違法採伐等の環境・社会的リスクの低い原材料が責任を持って調達、使用されていることを意味します。

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C171945

くらしのカレンダー

●土曜・・土曜診療日　●整形・・整形外科診療日　●消内・・消化器内科診療日
●休診・・休診日　小原・・小原診療所　上野地・・上野地診療所
▲・・イベント情報（※行事は変更になる場合があります。）

日	月	火	水	木	金	土
11/8	11/9	11/10	11/11 ●休診【小原・上野地】	11/12 ●消内【小原】	11/13	11/14 ●土曜【小原】
11/15 ▲「十津川郷の山村生産用具収蔵庫」一般公開	11/16	11/17 ●休診【小原】	11/18	11/19 ●整形【小原】	11/20	11/21
11/22	11/23 勤労感謝の日	11/24	11/25	11/26 ●消内【小原】	11/27	11/28 ●土曜【小原】
11/29 ▲十津川村公園 ▲収蔵庫一般公開	11/30	12/1	12/2	12/3 ●整形【小原・上野地】	12/4	12/5
12/6	12/7	12/8 ●休診【小原】	12/9	12/10 ●消内【小原】	12/11	12/12 ●土曜【小原】

小原診療所　☎0746-63-0040

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30～11:00	○	○	○	○※1	○	○※2
13:30～15:30	○	○	○	14:00～15:30 ○	○	×

※1　整形外科診療日 … 第1・3 木曜日(午前のみ)、消化器内科診療日 … 第2・4 木曜日【完全予約制】
(整形外科、消化器内科は診察日が変更になる場合があります)
※2　土曜診療日 … 第2・4 土曜日(午前のみ)

上野地診療所　☎0746-68-0207

受付時間	月	火	水	木	金	土
9:15～11:00	×	×	○	×	×	×
13:30～15:00	○	×	×	14:00～15:00 ○※	○	×

※　整形外科診療日 … 第1木曜日(午後のみ)　(整形外科は診察日が変更になる場合があります)

診療所の診察は予約制です。
事前に電話をしてからご来院ください。
院内ではマスクの着用をお願いします。



【有料広告】